平成２９年（フ）第８９２５号
東京都練馬区田柄２丁目16－７－101
債務者　中島　直哉
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９２６号
東京都中野区上高田３丁目38―11―201
債務者　國澤　昌代
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８１号
横浜市港北区樽町３丁目６番24号　ボヌール綱島102
債務者　佐藤　勇治
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７１号
神奈川県鎌倉市常盤361番地　Ｃｏｍｏｄｏ　Ｃａｓａ　105
債務者　吉田　憲弘
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７０２号
横浜市磯子区洋光台２丁目16番28―401号
債務者　鎌田　正春
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４７号
横浜市神奈川区神大寺１丁目７番27号　ジョイフルオークラ№34　101号
債務者　相澤　政男
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０１６号
さいたま市緑区中尾1498番地の３
破産者　渡邉守茶園株式会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
神奈川県平塚市桃浜町31番４号
破産者　有限会社外輝
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５７５号
神奈川県平塚市宝町９―10　パインビル２階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市辻堂６丁目17番地９号
破産者　有限会社ファインド
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８９号
福岡県久留米市田主丸町上原347番地
破産者　株式会社小野興業
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１５７号
埼玉県本庄市傍示堂516番地
破産者　株式会社サンテクノサービス
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６７００号
東京都調布市富士見町１丁目10―27
破産者　佐藤　雄二
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２２号
東京都板橋区成増１丁目31番６―903号、開始決定時の住所東京都町田市南町田３丁目31番18号パレドエスポワール305
破産者　塩田　弘子（旧姓山室）
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２６号
東京都小金井市本町６丁目１番12号
破産者　有限会社馬路音
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２７号
東京都小金井市前原町５丁目２番46号
破産者　藤井　礼司
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
山梨県富士吉田市新屋186番地
破産者　有限会社橙東
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
山梨県富士吉田市上吉田3680番地の３
破産者　有限会社エンタープライジングスピリット・ルナ
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
山梨県富士吉田市上吉田１丁目１番５号天狗ビル103
破産者　株式会社ＴＳグローバル
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
山梨県富士吉田市上吉田3605番地３
破産者　株式会社ＤＳラボ
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係